

医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所における研究活動に係る行動規範

(目的)

- 1 この行動規範は、医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所（以下「本研究所」という。）において、研究者が主体的かつ自律的に学術研究に取り組む際に求められる基本的な事項を定めることにより、本研究所の学術研究の信頼性及び公正性の確保並びに研究者の適正かつ円滑な研究の遂行を図ることを目的とする。

(研究者の責任)

- 2 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

(研究者の行動)

- 3 研究者は、常に正直かつ誠実に判断、行動し、自らの専門知識、能力の維持向上に努め、学術研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

(説明と公開)

- 4 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(学術研究の利用の両義性)

- 5 研究者は、自らの研究の成果が研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

(研究活動)

- 6 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(研究環境の整備)

- 7 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、不正行為抑止の啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。

(研究対象などへの配慮)

- 8 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

- 9 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

(科学的助言)

10 研究者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

(法令の遵守)

11 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(利益相反)

12 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

(個人情報保護)

13 研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で個人を特定できるものは、これを他に漏らさない。ただし、本人の同意がある場合はこの限りでない。

(環境・安全への配慮)

14 研究者は、実験等に用いる施設、設備、装置、放射性同位元素、外来生物、遺伝子組換え生物、薬品等を取り扱う場合には、法令及び関係規則並びに本研究所の諸規程等を遵守し、いかなる危険を及ぼすこともないよう、その安全管理に万全を尽くす。また、研究で用いた廃液、薬品、材料等は法令を遵守の上、環境に害を与えないよう責任をもって処理する。

附則

平成 19 年 10 月 1 日施行

附則

平成 26 年 10 月 1 日改定